

久留米市小児慢性特定疾病児童等 レスパイト支援事業のご案内

久留米市では、日常的に医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の介護をされているご家族の休養等のため、お子さまを一時的に医療機関に入院できるレスパイト事業を実施しています。

●利用条件

小児慢性特定疾病医療受給者証を持ち、次に掲げる要件を全て満たす児童等を介護する保護者。

- (1) 久留米市に住所を有する児童等
- (2) 医療受給者証において人工呼吸器等装着認定を受けている児童等、
または医療受給者証において重症患者認定を受け、かつ、次のいずれの状態にある児童等
 - ア 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している
 - イ 気管切開を行っている
 - ウ 常時頻回の痰吸引を実施している（概ね1日8回以上）
- (3) 介護者の疾病や疲労、またはきょうだい児の看護や学校行事等により、必要な療養上の介護等が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態になる児童等

●利用できる日数

◇久留米市が承認した期間内（年内）で14日間を限度に利用することができます。

※承認期間内で延べ14日以内であれば、入院回数に制限は、ありません。

●利用者負担について

本事業の利用に関する費用は無料です。ただし、以下の費用は、利用者の負担です。

◇保険診療が発生した場合は、医療保険の自己負担額分（小児慢性特定疾病医療受給者証は利用できます）。

◇医療機関までの移送費用や保険適用外の費用（差額ベッド代等）等。

●利用者の声

「医療機関での一時入院になるので、安心して預けることができ、ゆっくりとした自分の時間を持つことができ良かったです。」

裏面もご確認ください。

● 留意点

- ◇久留米市と契約した委託先医療機関のうち、お子さまを普段から診ているかかりつけ医療機関でのご利用を第一選択肢としていただきます。
- ◇お子さまの病状や医療機関の空きベッドの状況等によっては、入院できないことがあります。
- ◇受け入れ医療機関の医療・看護体制での入院となりますので、ご自宅と同等の介護・療育環境が整備されていないことを、あらかじめご了承の上ご利用ください。

● 利用するために必要な手続きについて

利用するためには、下記のような手続きが必要です。
申請される前に、下記の間合せ先までご相談ください。

申請書のダウンロードは久留米市のHPからできます▶▶▶



① まずは、利用登録申請をして下さい。

久留米市小児慢性児童等レスパイト支援事業登録申請書
(様式第1号)を久留米市保健所に提出してください。

(郵送可)



久留米市保健所

② 利用決定の通知をお送りします。

申請内容を審査後、久留米市保健所から登録承認通知書、
利用状況管理票を郵送します。

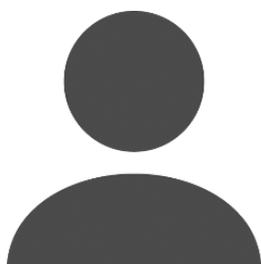
③ 必要な時に、サービス利用ができます。

かかりつけ医療機関にご相談ください。
サービス利用時は利用状況管理票をご提出ください。

※「かかりつけ医療機関」での一時入院が困難な場合は、
保健所健康推進課が、病院の調整をお手伝いします。



契約医療機関



申請者

お問合せ・申請先

久留米市保健所 健康推進課

TEL 0942-30-9729

平日8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)

〒830-0022

久留米市城南町15-5 (久留米商工会館4階)

FAX 0942-30-9833

Email ho-kenko@city.kurume.lg.jp